パブリックコメント資料

**盛岡市立保育所民営化計画の見直しに関する意見の募集について**

１　趣旨

　　盛岡市では、厳しい財政状況の改善のため、「盛岡市行財政構造改革の方針及び実施計画」（平成16年３月）に基づき、「盛岡市立保育所民営化計画」（以下「民営化計画」という。）を策定し、公立保育所の全園民営化に向けて、18施設のうち、11施設の民営化を進めてきました。

しかし、「民営化計画」の策定から18年が経過し、保育を取り巻く環境は大きく変化しており、現在の社会情勢と乖離してきた部分もあることから、今後も民営化を進めていくため、見直しを行うものです。

２　民営化計画の概要及び実施状況

　　移行に当たっては、民営化計画に基づき、「第１次～４次民営化実施計画」を策定し、事業を実施してきました。事業の概要及びこれまでの実施状況は次のとおりです。

　(1) 民営化計画の概要

ア　計画の目的

(ｱ) 民間保育施設の機動性や柔軟性を活かした、多様な保育ニーズへの対応

（２時間延長保育、一時預かり事業及び病児保育の実施など）

(ｲ) 待機児童の解消（０歳児～２歳児の定員増）

(ｳ) より少ない経費で同等の保育サービスを提供できる方法への転換

　　イ　民営化の時期と対象保育所

　　　　おおむね５年間を単位に、その期間内における民営化の計画（実施計画）を立て、対象保育所を定め進める。

ウ　民営化の形態

民営化の形態は，施設の設置・運営を民間が行う民間移管方式とする。

エ　運営の条件

(ｱ) 定　　　員：移管前の定員を下回らないこと

(ｲ) 受入れ年齢：０歳から５歳までを受け入れること

(ｳ) 職員配置：保育士のうち１名は10年、３分の１は５年以上の保育経験者等

(ｴ) 特別保育の実施：午後８時までの延長保育、一時保育、休日保育等

(ｵ) 給食・保健衛生：給食は自園調理方式、健康診断の実施等

　　オ　移管先法人の選定等

　　　　公募の条件や選定方法について規定

　　カ　引継ぎ及び移管後の関与

(ｱ) 移行期間：移管先法人決定後、準備期間として最低１年確保

(ｲ) 引継保育等：引継保育をおおむね１年実施、三者懇談会の実施等

　　　　　　　　※引継保育に係る保育士人件費を補助

(ｳ) 移管後の支援：保護者アンケート、訪問指導の実施等

　　　　　　　　　※臨時保育士の雇用に係る人件費を３年間補助

(2) 実施状況

各実施計画期間において、２～３園の民営化を進めてきました。実施状況は次のとおりです。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 計画 | 計画期間 | 移管年度 | 施設名 | 移管先法人 |
| １次 | H18～H22 | H20 | 津志田保育園 | 社会福祉法人　福振会 |
| H21 | なかの保育園 | 社会福祉法人　本宮福祉会 |
| ２次 | H23～H27 | H24 | 本宮保育園 | 社会福祉法人　わかば会 |
| H25 | 飯岡保育園 | 社会福祉法人　本宮福祉会 |
| H26 | くろいしの保育園 | 社会福祉法人　岩手県同胞援護会 |
| ３次 | H28～R2 | H29 | みたけ保育園 | 社会福祉法人　岩手県同胞援護会 |
| H30 | 永井保育園 | 社会福祉法人　盛岡市社会福祉事業団 |
| H31 | うえだ保育園 | 社会福祉法人　わかば会 |
| ４次 | R3～R7 | R４ | 東見前保育園 | 社会福祉法人　宇宙心会 |
| R５ | きたくり保育園 | 学校法人　岩手キリスト教学園 |
| R７ | 手代森保育園 | 社会福祉法人　セントラル |
| 未実施  （７施設） | | くりやがわ保育園、太田保育園、あべたて保育園、とりょう保育園、さくらがおか保育園、見前保育園、乙部保育園 | | |

３　民営化計画と現状との乖離点

民営化計画における民間移管の条件について、現状との乖離点は次のとおりとなっています。

|  |  |
| --- | --- |
| 「民営化計画」における民間移管の条件 | 現　状 |
| 延長保育や一時預かりなどの特別保育を拡充すること | 働き方改革の促進により、延長保育のニーズが減少している |
| ０歳児保育の充実及び定員を拡大すること | 少子化により、０歳児をはじめ入所児童が減少傾向にあり、定員割れする施設が増加している |
| 民営化の方法は、民間が施設の整備と運営を行う、民間移管方式とすること | 民間移管方式による希望事業者が減少している |
| 最小の経費で最大の効果をあげること  （国整備補助金を活用した施設整備等） | 国整備補助金の見通しが不透明になっている |
| 建築諸法令上、整備自体が難しい施設が多く残されている |

４　民営化計画の主な見直し内容

民営化計画について、次のとおり見直しを図ることとします。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 改訂版  ページ | 改正後 | 改正前 |
| ２　民営化の時期と対象保育所 | | |
| １ページ | 計画期間：  　実施計画において定める | 計画期間：  おおむね５年間 |
| 改訂版  ページ | 改正後 | 改正前 |
| ４　民営化の形態（認定こども園での移行） | | |
| １ページ | 当初から幼保連携型認定こども園での民営化移行を可とする。 | （新設） |
| ４　民営化の形態 | | |
| １～２  ページ | ①　民間移管方式  施設の設置・運営を民間が行う方式  ②　統合（在園児受入れ）方式  現行の公立保育所の在園児を近隣の私立保育所等で引き受けて２園を統合する方式  ③　分園運営方式  公立保育所の現行施設をそのまま法人に譲渡して運営する方式 | 施設の設置・運営を民間が行う民間移管方式 |
| 職員の処遇について | | |
|  | （外部向けの計画に記載する内容ではないため、改訂版からは削除） | 退職者不補充を原則とする。 |
| ６　運営の条件（3)定員及び受入れ年齢 | | |
| ３ページ | 近隣地域の就学前児童数を勘案し、市と協議して定員を決定する。 | 移管前の定員を下回らないこと。 |
| ６　運営の条件　(6) 特別保育事業（延長保育） | | |
| ４ページ | 延長保育は、最低限午後７時まで実施すること。 | 延長保育は、最低限午後８時まで実施すること。 |
| ９　引継ぎ　(1) 移管までの準備期間 | | |
| ６ページ | 準備期間として１年間（統合方式の場合は４年を標準とする）を確保する。 | 準備期間として１年間を確保する。 |
| 11　民営化を進める上での課題の整理・検討 | | |
| ７ページ | 民営化を進める上で、様々な課題があることから、課題を整理するとともに、対応策について検討する。 | （新設） |